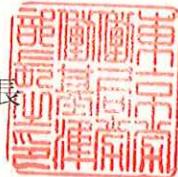


東労基発 1212 第 2 号
平成 29 年 12 月 13 日

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会
東京都支部 代表者 殿

東京労働局労働基準部長



積雪・凍結による転倒災害等防止について

平素より、東京労働局の行政推進に当たり、格別の御理解と御協力を賜っており厚く御礼申し上げます。

平成 29 年の都内における労働災害の発生状況は、10 月末現在で、休業 4 日以上の死傷災害件数は 7,649 件と前年同期（7,433 件）を上回る状況となっており、このうち転倒による災害は、1,804 件と全体の約 24% を占めています。

冬期においては、積雪・凍結を原因とする、転倒災害、自転車及び車両（オートバイ含む）運転中の交通労働災害、建物屋根等の除雪作業中の墜落・転落災害等の労働災害が懸念されます。

特に、都内では、屋外のみならず、屋内でも、降雪による水や氷によって滑るなどの転倒災害が多発していることから、天候急変に対処できるよう気象情報の収集を行い、事前に対策を講じて頂く必要があります。

つきましては、当局において、別添のリーフレット「積雪・凍結による転倒災害等を防ぎましょう！」及びポスター「雪が降ったら、転倒注意！」を作成しましたので、これを御利用いただき、貴団体の広報媒体を通じて、冬期における積雪・凍結による転倒災害等防止等の周知啓発に御協力賜りますようお願いいたします。

なお、東京労働局のホームページ (<http://tokyo-rooudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>) にも電子媒体を掲載しておりますので、併せてご活用ください。